尾沢詳憲

り、その割合は指定都市のなかで最も高 みると一般会計中五二・九%を占めてお 税収入について昭和五十七年度の実績を よく三割自治といわれるが、横浜市の市 割合がわずか三割にすぎないことから、 地方自治体の歳入中に占める税収入の

造を知る上で有益なものでは な か ろ う も現在のように厳しい財政状況のなかで て、税収面からのアプローチということ か。特に、種々の施策を推進するにあたっ その税収構造を分析することも、都市構 行政の効率性を勘案すると、重要なもう このような地位の高い市税について、

> り合いについても述べてみたい。 他都市と比較しながら、都市構造を明ら かにするとともに、今後の施策との係わ そこで、横浜市の税収構造について、

つの視点ということになると思う。

現行制度における市税の

等が細部にわたり規定されているため、 すべき税目その他賦課徴収に必要な手続 するものである。地方税法は市町村が課 議論のあるところである。現行制度の下 市町村の課税自主権という観点から種々 市税はもとより地方税法を 基礎 とし 市税条例の定めるところにより課税

二七校、一、九九九教室を改築し、大き

り、また既に国税・地方税を通じて六〇

過課税を実施している市町村は皆無であ

も高い個人市町村民税所得割について超

費用に充当し、昭和五十七年度までに一

ゆる超過課税採用の裁量及び法定外普通 において、 税の創設の二つに過ぎない。 標準税率から制限税率までの裁量、 めて少なく、現実には税率採用における 市町村の裁量の働く余地は極

そこで、横浜市では税収対策の一環と

施したものであり、これによる増収額は 月から全国で初めて不均一超過課税を実 民税の法人税割について昭和四十九年九 る。また、超過課税については、法人市 係る奨学金に充当し、今日に 至ってい 税の商品切手発行税を創設し、身障者に して、昭和三十九年七月から法定外普诵 小・中学校の木造・老朽鉄筋校舎の改築

> 施されており、 当時は極めて少なかった超過課税は、 在全国六五二市のうち八四%余の市で実 な成果を収めている。横浜市が実施した 既に制度として定着して

財源が不足する場合には、いわゆる「選 が、現在、市町村の税収のウエイトの最 答申」(昭和五十七年七月))している ある旨答申(「行政改革に関する第三次 の判断によって必要に応じ実施すべきで 択」と「負担」の観点から、地方自治体 この超過課税や法定外普通 税 にっい 臨時行政調査会では、 地方自治体の

-はじめに

□──現行制度における市税の概要 -市税収入の推移

-税収構造の特色 市民から徴収される国税・県税からみる

今後の施策をめぐって

32

横浜市

6,953(17.0)

10,811(18.9)

11,776(19.3)

8,433(17.9)

4,364(15.0)

3,412(14.0)

2,110(12.0)

29,798(23.5)

か

である。こうした考え方は、事実上、理 税目余に及ぶ現行租税体系のなかにあっ 念としての領域にすぎないので はない 外普通税を創設することはできない状況 て、十分な税収を期待し得る有効な法定 神戸市 3,375(13.9) 5,649(16.1) 5,355(15.9) 6,511(16.7) 2,035(11.8) 1,834(11.4) 1,010(8.9) 15,437(20.5)

È

からであり、

カッコ内は平均伸率である。

市税合計

個人

法人

固定資産税

市たばこ消費税

事業所税その他

電気・ガス税

いのは、

人口一人当たりの税収額の伸び

しかし、ここで注意しなければならな

市民税

人口1人当たりの税収の - 2 伸び (30年度:100)

11.0 (== 1.00					
	30年度	57年度	57/30		
横浜市	円 4,282	円 119,542	2,792		
名古屋市	4,338	126,549	2,917		
京都市	3,480	98,533	2,831		
大阪市	5,308	163,767	3,085		
神戸市	4,597	110,594	2,406		

が、地方交付税、国庫支出金等が国から ち形式的配分は国二に対し地方一である 現行の租税配分の実態、すなわ

単に、地方の財源対策ということだけで

国の現下の厳しい財政状況のなかで、

名古屋市

4,569(15.2)

8,330(17.8)

8,182(17.7)

8,584(17.9)

2,598(12.8)

2,635(12.9)

1,282(9.9)

6,586(16.8)

度に追い越し、以後その差は広がりつつ り少なかった市税収入額は昭和四十七年 七七の指数である。これまで名古屋市よ ○○とした場合の市税収入の伸びをみる 六九)との差は大きく、大阪市は三、一 は一七%で、第二位の名古屋市(四、三 っており、この二十七年度間の平均伸率 と、五十七年度で六、九五三の指数とな 現行制度が定着した昭和三十年度を一

制度を前提とする限り、実務の立場か 臨調答申が注目されていること及び現行 は、本論からやや外れることになるが、 超過課税については、とかく隣接市町 このことについて、本稿で触れること 考えを述べておく必要があると思う たとえば個人市民税所得割 る。 いる仕事に見合った配分を行うべきであ 性の観点から、あくまでも実際に行って 多く帰属されている実態と、行政の効率 地方へ交付される結果、実質では国一に 対して地方三の割合で財源が地方の方に

市税収入の推移

Ξ

状況が税収に反映され、安定した伸びで が集積し、市税収入についてもこれらの 景として、特に東京に隣接し、 三十年代以降の日本経済の高度成長を背 市町村税制の下において、横浜市は昭和 はあるが伸長性に乏しいといわれる現行 好な後背地などの立地条件によって人口 市民税、 固定資産税を中心とし安定性 かつ、 良

大阪市

3,177(13.7)

5,690(16.1)

4,174(14.8)

7,797(17.5)

1,969(11.7)

1,842(11.4)

871(8.3)

ち横浜市は他都市に比べ市民税が高いと

かで(現在でさえ税についての苦情のう 村を比較する日本的政治・社会風土のな

京都市

3,462(14.0)

5,891(16.3)

5,678(16.1)

6,449(16.9)

1,911(11.5)

2,025(11.8)

1,116(9.3)

6,090(16.4) 10,714(18.9)

ることは極めて困難である。 置が講じられたとしても、 定外普通税について制度的に弾力的な措 は不可能である。たとえ、超過課税、 いう声が最も多い)、これを期待するの

実際に採用す

推移してきた。

みると、表―3のとおり昭和五十七年度 らの基幹税の市税収入に占める構成比を では九〇を占めており、なかでも個人市 税と固定資産税(都市計画税)を中心と ◆―高い個人市民税のウエイト した税制であるが、横浜市におけるこれ 市町村税制は、前述のとおり市町村民

二に対し、名古屋市二、九一七、 の伸びだけで財政を論ずることはできな の増大をもたらしたことにもなり、 きかったことであり、それだけ財政需要 の都市に比べ、横浜市の人口の伸率が大 三、〇八五である。このことは、これら ○○とすると、横浜市の指数が二、七九 の推移であり、同様に昭和三十年度を

見てみよう。 次に、 税収入の中味である税収構造を

税収構造の特色

四

の納税者中給与所得者の占める割合が九 に、所得水準が高く、かつ、個人市民税 者の平均給与額をみても明ら かなよう 都市と共に最も高い割合を示している。 民税は三九であり、これは指定都市中京 横浜市は納税者数も多いが、給与所得

に納税者中所得割を納める者の割合も高

○%と最も高い割合を示しており、さら

いことなど、横浜市の税収は給与所得者

	30年度						57年1度								
区分	模領	名古居	沉都	大阪	神疗	横边	名古居	京都	大阪	神りで	札幌	川崎	広島	北九州	福岡
市院合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市民稅	32.5	30.2	33.1	26.4	29.5	50.6	55.2	56.3	47.3	49.3	50.1	46.2	48.6	41.5	52.0
個人	23.1	19.0	23.9	15.4	22.0	39.2	34.1	39.3	20.2	34.8	36.8	33.0	32.9	28.5	32.9
法人	9.4	11.2	9.2	11.0	7.5	11.4	21.1	17.0	27.1	14.5	13.3	13.2	15.7	13.0	19.1
固定資産税	50.6	47.1	44.2	51.8	51.7	31.7	26.8	24.4	32.0	31.2	29.7	34.2	31.6	36.6	28.9
都市計画税						8.0	6.2	6.3	7.7	7.5	7.4	6.8	7.8	6.7	6.9
市たばこ消費税	6.5	7.3	8.5	7.9	7.3	3.2	4.2	5.0	4.6	3.9	5.5	3.8	3.8	4.3	4.6
1位気・ガス税	9.5	12.5	11.9	12.4	10.5	2.9	3.5	3.8	3.4	3.2	3.0	4.2	3.7	4.6	3.6
非業所税						2.9	3.7	3.3	4.1	3.1	3.1	4.2	3.7	5.4	2.9
その他	0.9	2.9	2.3	1.5	1.0	0.7	0.4	0.9	0.9	1.8	1.2	0.6	0.8	0.9	1.1

昭和57年度市民税課税状況

	人口 ①		給与所得者 ③	2/1	3/2
札幌	1,465,000	人 550,646	人 497,133	37.6	90.3
川崎	1,055,345	432,915	381,257	41.0	88.1
横浜	2,848,155	1,131,020	1,020,957	39.7	90.3
名古屋	2,093,416	853,600	742,877	40.8	87.0
京都	1,480,044	541,126	452,311	36.6	83.6
大阪	2,623,124	1,014,828	802,428	38.7	79.1
神戸	1,383,428	501,105	434,533	36.2	86.7
広島	909,686	364,146	320,045	40.0	87.9
北九州	1,064,970	364,168	324,829	34.2	89.2
福岡	1,121,426	400,073	347,383	35.7	86.8
全国	117,776,771	44,485,530	37,833,132	37.8	85.1

個人市民税、法人市民税の 構成比の推移



が、特別徴収している給与支払者につい 所地ごとに納入することとさ れて いる 特別徴収して従業員の住

の所得水準は、神奈川県下三 い水準にある湘南都市の鎌倉 七市町村のうち全国的にも高 葉山町、 逗子市、

平均伸率についても表―1の とおり一九・三%と高い伸率 なお、横浜市の給与所得者

であった。

にかけてわずか二ポイントの増加にすぎ 四ポイントも低いことになる。 これは全国市町村の合計の一五%よりも で最も低く、わずか一一%にすぎない。 一方、

巿 (第三〇集)」<昭和五十八年三月>)。 茅ケ崎市に次いで六番目に位置して (神奈川県編 「市町村税 財政 概要

を中心とする個人市民税によ

って支えられているといって

十年度から五十七年度までの

また、

個人市民税の昭和三

ないが、名古屋市は一〇ポイント、関西 ❷―低い法人市民税のウェイト 法人市民税の割合は、指定都市 図表に示すとおり横浜市の法人 昭和三十年度から五十七年度

> の法人税収がいかに少ないかということ 二市が大きく左右に延びており、横浜市

も増加している実態である。 に対して、法人市民税は名古屋、 五角形の図形が相似形で推移してきたの 三十年度から五十七年度まで五市による また、図表のとおり個人市民税が昭和 大阪の

端的に表われている。 る昼夜間人口の比率、さらに事業所統計 の支払いの際、 ることであり、その都市構造が税収にも ことは、昭和五十五年度国勢調査におけ 税のウェイトが高く、法人市民税が低い における支店経済の実態等をみてもいえ このように住所地課税である個人市民 また、個人市民税は給与支払者が給与

経済圏の中核である大阪市は六ポイント

がいかに少ないかがわかる。 でみると、市内に所在する給与支払者(特別徴収義務者) 能を有する給与支払者(特別徴収義務者) 能を有する給与支払者(特別徴収義務者)

課税資料から、市内の法人の実態をみる課税資料から、市内の法人の実態をみるさらに、法人市民税の昭和五十七年度

計=五六、四四五社

計=五六、四四五社

計=五六、四四五社

計=五六、四四五社

計=五六、四四五社

となっており、このうち市町村をまたがとなっており、このうち市町村をまたがって所在する法人、いわゆる税法上の分割法人数は八、四五一社で横浜市内に本店が所在する数は、一、九九四社で差引店が所在する数は、一、九九四社で差引店が所在する数は、一、九九四社で差引されている法人である。

特に、分割法人はその活動状況からみて、大きな法人が多く、その法人が市内に本店を有していないため、横浜市のような支店経済都市には従業員によってあら分納付される法人市民税の税収は少ないものである。

○%にすぎない。指定都市のなかでも最市町村税制は、都市における企業活動に着目して課すると、いわゆる都市的税目は少ないものほど、いわゆる都市的税目は少ないものはど、いわゆる都市的税目して課する法人市民税や企業活動に着目して課する法人市民税や企業活動に着目して課する法人市民税や企業活動に着目して課する。
 ○%にすぎない。指定都市のなかでも最中であるが、その少ないなかでも前述したであるが、その少ないなかでも前述したであるが、その地のでも関する。

る(昭和五十六年度)。 なお、全国市町村の平均は二二%であ

→ 県税からみる構造 一市内から徴収される国税

五

⊕—形式的側面

税収面から都市構造をみる場合、市税税収面から都市構造をみる場合、市税税(特別とん税)、専売納付金を含めてん税(特別とん税)、専売納付金を含めてん税(特別とん税)、専売納付金を含めてん税(特別とん税)、

務所で収納された税額を基礎とし、税務 機構上横浜市内で一括に処理される特定 の税目については人口按分等により推計 すると、国、県、市の割合は、昭和三十 年度では、国税七六・四%、県税九・八 %、市税一三・八%であったものが、昭 和五十七年度では、横浜市内で収納され た総額一兆三、八四六億円のうち、国税 た、七四七億円、県税二、六九五億円、 市税三、四〇四億円で、その割合は国税 市税三、四〇四億円で、その割合は国税 市税三、、開税一九・五%、市税二四・五 五六%、県税一九・五%、市税二四・五

低かったためである。 低かったためである。

さらに付言すれば、横浜市域内の国税 さらに付言すれば、横浜市域内の国税 (いことの伸びが国税全体の伸びより 低 いことは、企業の少ない横浜市内においては、事務企業の少ない横浜市内においては、事務ので、所得税、法人税などの主要税目が 横浜市内の税務署に収納されることが少なくなったものと考えられる。

を県税が吸収してきたことを示すもので飲食等消費税、自動車税などの都市税源域内にある事業税、不動産取得税、料理域内にある事業税、不動産取得税、料理域内にある事業税、不動産取得税、料理域内にあることが、

なお、ここで注意しなければならないなお、ここで注意しなければならないのは、法人税について三月期決算法人が当該年度の歳入となるのに対し、法人市当該年度の歳入となるのがあるため、年度の負担として単純に比があるため、年度の負担として単純に比較することには問題があるということでもる。

以上は五つの税務署で収納された額を基準としたものであるが、次に関税、とん税(特別とん税)、専売納付金を含めた額でみると、国税六一・六%、県税一七・二%、市税二一・二%となり、国際七・二%、市税二一・二%となり、国際古機浜の税関で収納される関税が含まれる。

2—実質的側面

形式的側面は、横浜市域内の税務機関 形式的側面は、横浜市域内の税務機関

事務所に収納された税額を基準とする。する。また県税については市内の五県税

まず、五つの税務署及び五つの県税事

示したことは、道府県税制そのものが景

横浜市域内で収納された国税、県税、市税の推移 - 5

		- Manager 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 CO 01 1 10 10 11	. 13			
区分	昭和30年度	昭和56年度					
四刀	(税務署 県税事務所)	税務署 県税事務所	関税等を 含めたもの	実質的収納額 (試算)			
国税	百万円 % 27,118(76.4)	百万円 % 767,847(57.9)	億円 % 8,944(61.6)	億円 % 9,923(65.7)			
県税	3,459(9.8)	249,621(18.8)	2,496(17.2)	2,087(13.8)			
市税	4,896(13.8)	308,710(23.3)	3,087(21.2)	3,087(20.5)			
合計	35,473 (100)	1,326,178 (100)	14,527 (100)	15,097 (100)			

(注)実質的収納額(試算)は,所得税639億円,法人税340億円を加算し, **県税については法人 県民税 158 億円,法人事業税 251 億円を控除して算出したもの**である。

> ことができるが、所得税の累進税等を考 よって市域内の法人税額を求めたもので 税標準額が法人税額となるので、これに 民税法人税割の税率で割り返し、 法人税額の納付という観点から、 慮すれば、 を試算すると、表―5のとおり修正する にどの程度所得税、 法人税については、 これは下限の数字であると思 従業員に見合った その課 法人市

機能を有する東京都内で収納 されてお

法人税と同様にその多くは本社 給与等の支払地で源泉され

横浜市内の税務署の統計には表われ

所得税と法人税である。

所得税は、

て試算を行ってみよう。

まず、統計上問題となるのは、

国税の

て来ないものが多い。

このため、

所

得

納額をそのまま用いた。 その他の国税については、 税務署の収

いため、 の五県税事務所の合計額は実態に沿わな 所を有していることが多いため、 され県内の法人は横浜市内に主たる事務 の法人税の例からも若干疑問が残る。 域内における負担額であるかどうか前述 いて市域内の五県税事務所の合計額が市 なお、 返えしの方法で調整したものである。 県内の事業所を例にとると、法人県民 また、法人県民税及び法人事業税につ 事業税は県内の主たる事業所で収納 法人事業税は所得を基礎として 法人県民税は法人税で行った割 市域内

税割を基礎として、 法人税について市民税所得割、 法人税を納ているか 市民 (法人) が現実 ある。

修正を行い、市民(法人)は国税、

県税,

そこで、これらの税金について一定の

税

市税をどんな割合で納めているかについ

多く収納されていることになる。 所で多く取り扱われているため、 県の中心都市である横浜市内の県税事務 務署で収納されている。県税は、 くは管理中枢機能を有する東京都内の税 法人税は横浜市内で収納されず、その多 浜市内で発生した所得に係る所得税及び 以上の試算からも明らかなように、 横

今後の施策をめぐっ て

六

きる。 をみてきたが、横浜市は端的に言って東 京の巨大なベッドタウンということがで これまで税収面から横浜市の都市構造

もっとも重要であろう。 中枢管理機能

化などが複合した中枢管理機能の強化が な地位を築き上げるには政治・経済・文 を確立し、首都圏の中核都市として独自 万人の大都市横浜が強固な地域経済構造

うこともあって、

税収は他の指定都市と 比較しても、 した交通機関等を有する立地条件を背景 とする構造であり、東京に隣接し、 ナツ化現象がはっきりと表われている。 最も高い比率となっており、人口のド あり、大阪市は一三八・○%と指定都市中 に対して、東京特別区内は一二七・三%で 一%、横浜市九○・六%である。これ 人口の方が多く、その比率は川崎市九四 このように横浜市は個人市民税を中心 昭和五十五年の国勢調査結果をみ 横浜市と川崎市は昼間人口より夜間 所得水準の高い市民の流入とい 安定的に推移する都市構造 発達

にあるといえよう。

和五十八年四月)においては、 コハマの主体的経済発展をめざして」(昭 懇談会研究第四グループが発表した「ヨ なるであろうか。 の姿が描かれているが、 みらい21」計画など、 た街づくりとしては一体どういうことに 「よこはま21世紀プラン」や「みなと 先に、みなと経済振興 将来にわたる横浜 税収面を考慮し

がいえるものである。 らみても前述してきたとおり同様のこと いからである」と述べており、 市の個性や魅力をつくる上でも欠かせな な就業機会を多く創出するとともに、 産業通関効果が大きく、市民に多様 税収面、

業の誘致などについては、 という時代の潮流からみて、 かね合い及び企業の地方への分散化傾向 る「移転促進地域」、 待ができるが、工業再配置促進法に定め 税目の税収増をもたらすこととなり、 る企業の誘致は法人市民税などの都市的 盤整備を要することになろう。 確かに高収益を産む先端技術産業に係 「誘導地域」との 相当の都市基 先端技術産

また、先端技術を中心とする研究開発

市民税のデータが使用できないので、法

課するため、

所得の把握を要しない法人

人県民税と同率の割合を使用したもので

の横浜とは異なった新しい街づくりであ 人口一万人という構想であり、これまで らい21」計画は就業人口一九万人、居住 体的な姿として描かれている「みなとみ しいのではなかろうか。その意味で、具 と、大きな税収を期待することはむずか は具体的な収益が生じないことを考える 面からみると、これらの事業所において となろうが、収益に着目して課する税収 街づくりという観点からは意義あるもの いては、職住近接あるいは自己完結型の

七 て見守っていきたい。 たらすことになり、この点からも期待し 牧の開発についても、居住人口の増をも 期待することができるよう。また、新本 の拡大という意味からもかなり税収増を ける税収の実績からみても、新たな区域 地先、根岸湾、金沢地先等の埋立地にお 今後の税収確保対策としては、現行税 おわりに

いだろうか。 置いた街づくりを行うことが先決ではな に活用して、特に住環境の整備に重点を 近く、緑と起伏のある立地条件を最大限 積は不可欠な要素であるが、首都東京に 制度を前提とする限り、人口と企業の集

生活に直結する行政を行っている市町村 こうした街づくりにあたっては、市民

国に働きかけていく必要がある と考え って財源の拡充を図るよう制度の改革を 所得に係る所得税の市町村への移譲によ の立場から、市民の日常生活に不可欠な

る。

や技術開発に係る研究所の誘致などにつ

ること、さらに既に鶴見区大黒町、本牧

各指定都市の「課税状況調. 各指定都市の「税務統計書_ 〔参考資料〕

自治省税務局編「地方税に関する参考計 東京国税局編「東京国税局統計書」 数資料 (昭和五十八年度) 」

企画財政局副主幹 <自治省税務局市町村税課課長補佐・前 国税庁編「国税庁統計年報書.

37